

# 平成29年度旭川市病児保育整備補助金事業募集要領

## 1 募集の概要

### (1) 募集の趣旨

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合があり、こうした保育需要に対応するため、病児保育整備補助金(仮称)を受けて、病児保育施設の創設、改築、拡張、大規模修繕等を実施する事業者を募集します。

### (2) 整備内容

対象施設	設置主体	対象地域	施設数
児童福祉法第6条の3第13項に基づく病児保育事業で、 <u>病児対応型</u> を実施する施設	市内の私立保育所、認定こども園を運営する社会福祉法人又は小児科のある医療法人等	市内全域	1施設

### (3) 補助金

旭川市病児保育整備補助金(仮称)

#### ○対象事業

病児保育事業を実施するための病児保育施設又は病院・診療所の創設、改築、拡張、大規模修繕等に係る整備

#### ○補助算定基準

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱の基準額による(別紙 国庫算定基準を参考として下さい。)

### (4) 設置基準

平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「病児保育事業の実施について」等に適合していること。

### (5) その他

平成29年度旭川市病児保育整備補助金(仮称)を利用せず、既存の施設で平成30年4月1日から病児保育事業の実施を予定している事業者は、別途、こども育成課こども事業係(電話25-9106番)へお問い合わせください。

## 2 応募者の条件等

平成30年4月1日から病児保育事業を実施する予定であり、次の(1)又は(2)の条件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしている法人とする。

(1) 病院又は診療所に付設された専用スペースの場合、市内に病院又は診療所を開業しており、診療科目に「小児科」を有していること。

(2) 保育所，認定こども園を運営する社会福祉法人が本事業に係る専用施設を設置する場合，児童の健康管理ができる市内の医療機関（小児科）と連携ができること。  
※(1)，(2)の場合において，連携できる医療機関をあらかじめ指定できること。

(3) その他の条件

ア，市内に病院・診療所に付設された専用スペース又は保育所，認定こども園において本事業のための専用施設を設置することができること。

イ，事業を継続して実施できること。

ウ，法人税，法人事業税，法人都道府県民税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。

エ，経営状況(財務状況)及び経営組織等企業の経営全般において健全であること。

オ，次の(ア)～(エ)までのいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てがなされているもの(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。)

(ウ) 民事再生法による再生手続開始の申立てをしたもの。

(エ) 団体の代表者及び構成員が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員，暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行うもの。

3 事業内容

「5 対象児童」に対して，病院・診療所に付設された専用スペース又は保育所，認定こども園に設置された本事業のための専用施設で一時的に保育を行う事業。

4 実施要件

(1) 実施施設の定員は，3人以上とすること。

(2) 人員配置

病児保育事業を実施する人員体制は以下のとおりとする。

ア，利用定員概ね10人に対し看護師1人以上

イ，利用定員概ね3人に対し，保育士1人以上

※利用人数によらず，開所時間内においては複数配置を必要とする。

(3) 実施施設

本事業の実施場所は，病院・診療所に付設された専用スペース又は保育所，認定こども園に設置された本事業のために確保する専用施設については，次のア～キの基準

を満たすこと。

ア 建物

(ア) 事業実施予定者が所有又は賃貸借する物件であること。

(イ) 賃貸借する物件の場合は、病児保育事業について物件所有者の承諾を得ること。

(ウ) 新耐震基準を満たし、耐震上、問題がないこと。（昭和56年以前に完成した建物の場合、耐震調査を実施し問題のないもの又は耐震補強済みのもの）

(エ) 保育室は原則として1階とすること。これによりがたい場合、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第57号）第34条第8号の基準を満たすこと。

イ 保育室の面積は、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、1室7.92㎡を下回らないこと。

ウ 観察室又は安静室は、乳幼児の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、一室3.96㎡を下回らないこと。また、保育室とは別に整備すること。

エ 調理室及び調乳室若しくは調乳場として区画された場所を有すること。また、専用の調理室が設けられない場合においては、本体施設等の調理室を兼用しても差し支えないこととする。

オ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

カ その他、事業に必要な設備及び備品を備えていること。

(4) 建設用地

ア 都市計画法、農振法、農地法、その他土地にかかる法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。

イ 建設用地に抵当権等の施設存続の支障となりえるような権利設定がないこと。または、その権利の抹消が確実であること。【別敷地で施設整備する場合に限る（自己所有済み除く）。】

ウ 建設用地が貸与の場合、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権の設定登記を行うこと。【別敷地で施設整備する場合に限る（自己所有済み除く）。】

別敷地で施設整備する場合で、土地を今後、売買（賃借）により取得する場合、応募の段階では契約を有していなくても、売買（賃借）が確実であることが証明できればよい。その場合、公募で選定されなかった場合は契約が無効である旨を明記した「土地売買（賃貸借）確約書」等を添付すること。

エ 建築等にかかる関係法規等を満たす計画であること

建築基準法，消防法，その他建築等にかかる法的規制について，関係部局等に事前相談を行い，当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。

#### (5) 保育及び給食

児童の体調に合わせた保育内容とすること。また，児童が病中であることを考慮して，十分な水分補給と必要な栄養補給のために，適切な食事の提供に努めること。特に配慮を要する児童（アレルギー児童等）の食事についても適切に対応すること。

#### (6) その他

看護師等（看護師，准看護師，保健師又は助産師）及び保育士を配置し，保育所等において保育中に「体調不良」となった児童を送迎し，病院・診療所に付設された専用スペース又は保育所，認定こども園に設置された本事業のための専用施設で一時的に保育を実施すること。

### 5 対象児童

病気の回復期に至らない場合または病気回復期にあつて集団保育が困難であり，かつ，保護者が就労等の理由により家庭での保育が困難な児童で市内に居住する概ね生後5か月以上から小学校3年生までの児童とする。

### 6 利用時間等

(1) 病児保育の実施日は，次に掲げる日以外の日とする。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年末年始（12月30日から翌年1月4日まで）

(2) 病児保育の利用時間は，午前8時から午後6時までとする。

※ 上記を基本とするが，実施日及び開設時間などを延長する提案も受け付ける。

### 7 応募の手続等

平成28年12月14日（水）～平成29年1月13日（金）までに『事業実施計画書』を提出してください。（ただし，土，日曜日，祝日は除く）

ア 受付時間 午前8時45分～午後5時15分まで

イ 提出場所 旭川市こども育成課 こども事業係（旭川市役所第2庁舎5階）

ウ 提出方法 応募書類の提出は，提出期間内に提出場所へ持参すること。

（郵送及びFAXによるものは受け付けません。）

エ 提出書類， 提出部数

<事業実施計画書> 正本（原本）1部・副本（正本の写し）2部

- (7) 審査に係る提案書類提出書（様式第1号）
- (イ) 平成29年度社会福祉施設等整備計画書（様式第2号）
- (ウ) 平成29年度社会福祉施設整備事業計画書（様式第3号）
- (エ) 病児保育事業実施計画書（様式第4号）
- (オ) 財源計画内訳書（様式第5号）
- (カ) 老朽度調査表（改築整備の場合）（様式第6号，第6-2号）
- (キ) 施設の配置図及び施設の経歴（改築整備の場合）（様式第7号）
- (ク) 工事实施前の施設の平面図（改築整備の場合）
- (ケ) 工事实施後の施設の平面図及び概略工事工程表
- (コ) 法人調書（既存法人の場合）（様式第8号）
- (サ) 法人概要及び法人の平成27年度収支決算書と平成28年度収支計算書  
※法人概要には，法人役員履歴書を添付すること
- (シ) 法人税，法人事業税，法人市民税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納している証明書

- 左側に穴をあけ，A4縦のファイルに綴じ（副本はファイル不要で紐綴じのみで結構です。），目次及び項目ごとにインデックスを付けてください。
- 各書類は，証明類等既定のものを除き，原則としてA4版とすること。  
ただし，図面はA3版とし，A4サイズに折り込んで提出してください。
- 契約関係書類など正本に原本の写しを提出する場合には，原本証明をしてください。

## 8 選定等

- (1) 応募者から提出された計画を，旭川市において選定し，補助対象候補者として整備事業者を決定します。
- (2) 選定結果は，市ホームページに掲載し，応募者には文書で通知します。
- (3) 選定結果により，提案について適当でないと判断した場合は，整備事業者の決定をしないことがあります。

## 9 募集要領等に関する質問及び回答

本募集要領等の内容に関する質問及び回答は，原則として次のとおりとします。

### (1) 質問の提出方法

質問事項を記載した質問書をこども育成課こども事業係宛に電子メールにて提出してください。その際，担当者氏名等をもれなく記載するとともに電話連絡をお願いいたします。回答書は後日送付します。

### (2) 質問受付期間

平成28年12月14日（水）～平成28年12月26日（月）

(ただし、土、日曜日、祝日は除く)

(3) 電子メールアドレス等

電子メールアドレス kodomoikusei@city.asahikawa.hokkaido.jp

(4) 質問及び回答の公開

質問の中で応募者に周知する必要性がある場合は、その回答等を応募者へお知らせします。

10 無効及び失格となる場合

(1) 募集要領に適合しない場合

(2) 事業実施計画書に虚偽の記載があった場合

(3) 事業実施計画書の記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合

(4) 整備事業者決定後、施設設置予定地に変更が生じた場合

(5) 整備事業者決定後、事業主体となる事業者に変更が生じた場合

(6) 整備事業者決定後、整備計画に大幅な変更が生じた場合

(7) 建設予定地が他の応募事業者と重複した場合

(8) 整備事業者決定後、建設に係る開発・建築規制、その他法令等により施設整備が認められない場合

(9) その他不正行為等があった場合

11 応募に当たっての留意点

(1) 平成29年度旭川市一般会計予算が成立しない場合は、整備事業者の決定は無効となります。

(2) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(3) 提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は原則として認めません。

(4) 旭川市より確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求めたり、ヒアリングを行うことがあります。

(5) 提出された書類は、返却いたしません。また、旭川市情報公開条例に基づき公開する場合があります。

(6) 整備事業者決定後の建設工事契約は、市の予算成立後（加えて、福祉医療機構等からの借入を予定している場合は、機構等から受理通知が届いた後、新たに法人を設立する場合は、法人認可された後。）、市の補助金交付決定を経た上で、市が行う公共工事に準じた競争入札実施後になります。補助金を受けて施設整備する場合、競争入札の公告等についても本市の予算（平成29年当初予算）成立後、市の交付決定を受けるまでは行うことが出来ません。

(7) 応募に当たっては、提案する整備計画等が確実に実施できるよう、具体的な内容

のものを提出してください。

(8) 事業実施計画書提出後に辞退する場合は、速やかに理由を記載した辞退届(様式第9号)を提出してください。

## 12 日程

募集及び選定等のスケジュールは次のとおりとします。

平成28年12月14日(水)～平成29年1月13日(金) 事業実施計画書の提出期間  
平成29年1月中を予定 事業者の決定・通知・公表

### ○選定に当たっての基本的な考え方

選定に当たっての基本的な考え方は次のとおりです。

	評価項目	配点
1	病児保育実施に当たっての基本事項 (事業の趣旨や目的の理解, 経営の安定性, 事業計画の妥当性)	20
2	病児保育実施施設 (事業実施場所, 施設の構造や設備など)	20
3	病児保育事業の実施体制 (職員の配置及び研修等の育成体制, 医療機関との連携, 二次感染の予防)	25
4	病児保育の円滑な運営体制 (安全面や衛生面への配慮, 事故防止対策, 防犯・災害時対応等の運営体制, 送迎対応に係る体制)	25
5	食事・アレルギー対応 (食事やアレルギーに対する考え方)	10
	配点合計	100